

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨災害に被災された方へ

平成 30 年 8 月 30 日からの大雨災害により被災された方へについては、日本学生支援機構奨学金の緊急・応急採用への申請が可能ですのでお知らせします。

希望される場合は、以下の問い合わせ先まで申し出て下さい。

(学内掲示板でも同様のお知らせを掲示しています)

○日本学生支援機構奨学金 緊急・応急採用（貸与型）

災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の申請を受け付けています。

【災害救助法の適用地域】

【山形県】 新庄市 最上郡最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村

※上記近隣地域で、同等の災害に遭った世帯の学生及び上記勤務地に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生についても適用地域に準じて取扱います。

- (1) 対象者：本災害により家計が急変し、奨学金を希望する者
- (2) 申込方法：学生生活課学生支援係で募集要項受領の上、同係へ申請
- (3) 奨学金の種類：第一種奨学金（無利息）、第二種奨学金（有利子）

平成 30 年 9 月 11 日

本件に関する問い合わせ窓口
学生生活課学生支援係（大学院 F 棟 1 階）
電話：0742-20-3550